

教育委員会会議提出議案

第5号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成31年2月28日  
教 育 長

(理由)

教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)並びに教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第41号)の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

## 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 概要

新たな教育課題に対応した速やかな単位数の変更等を可能とするための教育職員免許法の改正により、これまで法律で定められていた必要単位数の科目区分が統合され、その単位の詳細や修得方法については、文部科学省令で定められることとなった。

これにより、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）が施行され、省令上の科目区分が変更されることに伴い、教育職員免許状に関する規則（昭和53年福岡県教育委員会規則第5号）について所要の改正を行うもの。

### 2 主な改正内容

- (1) 教育職員免許法施行規則により都道府県教育委員会の規則で定めるところとされている事項について規定の整備を行うもの。
- (2) その他文言又は様式の整備を行うもの。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の項を削り、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年文部科学省令第二十二号)の項を削る。

第三条の表一、四、六の項中「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表七の項中「免許法附則第十八項」を「免許法附則第十七項」に、「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表八、十、十一、十二の項中「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表十三の項中「平成二十四年改正法附則第十九項」を「免許法附則第十八項」に、「平成二十五年改正省令」及び「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表十九の項中「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改める。

第三条の二の表五の項中「平成十九年改正法附則第二条第五項」の下に「括弧書」を加える。

第十条第一号イの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同号ロの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、第二号から第四号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、第五号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、第六号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、第七号イの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同号ロから二、第八号及び第九号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を

「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十条の二第一号、第二号、第三号及び第四号を次のように改める。

一 幼稚園教諭三種免許状の授与を受ける場合

有することを必要とする学校の免許状	免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する在職年数があるときの当該在職年数	最低修得単位数
		保育内容の指導法に関する科目
小学校教諭普通免許状	一	三

二 小学校教諭三種免許状の授与を受ける場合

状とを必要とする学校の免許	有することを必要とする学校の免許	最低修得単位数	
		各指 導 法 に 関 する 科 目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
幼稚園教諭普通免許状	一	七	道徳論及び指導法 生徒指導及び理指 方法
	二	五	道徳論及び指導法 生徒指導及び理指 方法 基礎的知識を含む 教育相談 及び方法
中学校教諭普通免許状	一	七	道徳論及び指導法 生徒指導及び理指 方法 基礎的知識を含む 教育相談 及び方法
	二	五	道徳論及び指導法 生徒指導及び理指 方法 基礎的知識を含む 教育相談 及び方法

備考 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フ







様式第4号 (第3条)

人物証明書		
現住所		
氏名	年 月 日 生	現職名
	観察の内 容	
性別		
指導力		
研究心		
社会性		
信頼性		
所 見 教育職員としての適格性		
上記のとおり証明する。		
		年 月 日
		証 明 者 <span style="float: right;">印</span>

注 1 観察の内容は具体的に記入すること。  
 2 提出は筆跡書類とすること。  
 3 有効期限は、証明日から3か月以内である。

様式第四号を次のように改める。

様式第3号の2 (第3条)

実務証明書	
1 勤務者氏名及び生年月日	
氏名	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日
2 良好な成績で勤務した期間等	
※ 長期病欠休暇、休職・休業期間については、在職年数として認められません。	
勤務期間	_____年 _____月から _____年 _____月 _____日
実労働時間	_____時間
※ 実労働時間は、勤務期間における実労働時間の総時間数（合計）をご記入ください。	
3 施設の概要	
施設名	_____
※ 認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の種類について、すべて記載をお願いします。	
認可等年月日	_____年 _____月 _____日
※ 認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。	
所在地	_____
電話番号	_____
上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。	
年 月 日	_____年 _____月 _____日
施設名	_____
証 明 者	_____
	印
※ 証明者は、施設を配置する法人の理事長、市区町村長等としてください。（隣接は不可）	

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4、320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

様式第三号の二を次のように改める。



様式第8号 (第3条)

臨時免許状授与申請副申請書		
福岡県教育委員会 殿	年 月 日	印
副申請者		
下記の記載事項に基づいて臨時免許状を授与されるよう副申請します。		
記		
臨時免許状の種類	助教諭免許状	教科又は 特別支援 教育領域
採用予定者名		
採用予定校	年 月 日	所在地
採用予定年月日 (授与希望年月日)	年 月 日	所在地
普通免許状を有する者 を採用することができ ない具体的な理由		

注 1. 副申請者は、大学附置の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては、学校法人の理事取すること。  
2. 採用予定日（授与希望日）は、新規に臨時免許状を希望する場合は採用予定日、前回授与された臨時免許状に引き継ぎ同じ臨時免許状を希望する場合は、授与希望日（前回授与された臨時免許状の有効期限満了の日の翌日）を記入すること。

様式第八号を次のように改める。

様式第5号 (第3条)

身体証明書		
氏名	生年月日	年 月 日 生
視力	右 左 (補正)	右 左
聴力	右 左	右 左
疾病異常等の所見	( 有り ) ( 無し ) ※いづれかに○を付けてください。 ※「有り」の場合はその内容を以下に記入するとともに、薬部への記載の有無についても記入してください。	
上記のとおり証明する。	年 月 日	
	医療機関 所在地	名 称
	医師氏名	印

注 有効期限は1年以内とする。

様式第10号(第3条)

### 教育職員免許状再交付申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日  
都道府県

本籍地 (フリガナ) 都道府県

氏名 氏名 〇

生年月日 年 月 日生

現住所 〒

電話番号 自宅 携帯

下記のとおり、教育職員免許状の再交付を申請します。  
なお、再交付を受けた上は、免許状の保管に十分注意することを誓います。

再交付の事由 (理由を記す)		焼失・盗難・風水害・破損・紛失	
具体的な状況			
免許状の種類	種別又は特別授課領域	番号	授与年月日
中一種	国語	第 1234 号	平成 30 年 3 月 30 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日

免許状の種類	種別又は特別授課領域	番号	授与年月日	免許状記載の氏名 (旧姓等)	免許状記載の本籍地
中一種	国語	第 1234 号	平成 30 年 3 月 30 日	山田 太郎	福岡県
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		

単位を取得した大学等 卒業年月日： 年 月 日

※種別又は番号年月日欄が空白の場合に記入

(留意事項)

- 福岡県が授与した免許状に限り再交付ができます。他都道府県で授与された免許状については、授与した都道府県教育委員会にお尋ねください。
- 複数の免許状を再交付する場合は、再交付枚数分の手数料(福岡県領収証)が必要となります。
- 番号及び授与年月日欄は、不明な場合は空欄とし、単位を取得した大学等を記入してください。

様式第9号(第3条)

### 教育職員免許状書換申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日  
都道府県

本籍地 (フリガナ) 都道府県

氏名 氏名 〇

生年月日 年 月 日生

現住所 〒

電話番号 自宅 携帯

下記のとおり、本籍地・氏名を変更しましたので、教育職員免許状の書換えを申請します。

変更前	変更後	氏名	変更年月日 (婚姻日・転籍日等)
		県都道府	
		県都道府	

免許状の種類	種別又は特別授課領域	番号	授与年月日	免許状記載の氏名 (旧姓等)	免許状記載の本籍地
中一種	国語	第 1234 号	平成 30 年 3 月 30 日	山田 太郎	福岡県
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		

(留意事項)

- 福岡県が授与した免許状に限り書換えができます。他都道府県で授与された免許状については、授与した都道府県教育委員会にお尋ねください。
- 複数の免許状を書き換える場合は、書換え枚数分の手数料(福岡県領収証)が必要となります。
- 番号及び授与年月日欄は、再交付と同時に申請する場合で不明な場合、空欄としてください。

様式第九号を次のように改める。

様式第十号を次のように改める。



附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

○ 教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正後		現行	
<p>第一章 総則 （趣旨） 第一条 （略） （関係法令の敬称） 第二条 （略）</p>		<p>第一章 総則 （趣旨） 第一条 （略） （関係法令の敬称） 第二条 （略）</p>	
上欄	下欄	上欄	下欄
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削除）	（削除）	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）	平成二十四年改正法



6 (略)	5 (略)		4 (略)	3 (略)	2 (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
イ、二 (略) ホ 学力に関する証 明書(免許法施行規 則別記第二の二号 様式)	(略)	ホ (略)	イ、ハ (略) 二 学力に関する証 明書(免許法施行規 則別記第二の四号 様式)(単位の修得 を所要資格とする 場合)	(略)	(略)	号) (単位の修得を所 要資格とする場合) 二、ト (略)
6 (略)	5 (略)		4 (略)	3 (略)	2 (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
イ、二 (略) ホ 学力に関する証 明書(平成二十年改 正省令別記第二の 二号様式)	(略)	ホ (略)	イ、ハ (略) 二 学力に関する証 明書(平成二十年改 正省令別記第二の 四号様式)(単位の 修得を所要資格と する場合)	(略)	(略)	第二号) (単位の修得を所 要資格とする場合) 二、ト (略)

8 (略)	7 免許法附則第 十七項による場 合	
(略)	(略)	
イハ ニ 学力に関する証 明書(免許法施行	イホ (略) へ 学力に関する証 明書(免許法施行規 則別記第二の四号 様式) トチ (略)	(上欄で別表第六 及び別表第六の二 の場合) へ 学力に関する証 明書(免許法施行規 則別記第二の四号 様式)(単位の修得 を所要資格とする 場合)(ホに該当す る場合を除く。) トチ (略)
8 (略)	7 免許法附則第 十八項による場 合	
(略)	(略)	
イハ ニ 学力に関する証 明書(平成二十年	イホ (略) へ 学力に関する証 明書(平成二十年改 正省令別記第二の 四号様式) トチ (略)	(上欄で別表第六 及び別表第六の二 の場合) へ 学力に関する証 明書(平成二十年改 正省令別記第二の 四号様式)(単位の 修得を所要資格と する場合)(ホに該 当する場合を除 く。) トチ (略)



1.2 (略)	1.1 (略)	1.0 (略)	9 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(免許法施行規則別記第二の二号様式)	イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(免許法施行規則別記第二の二号様式)	イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(免許法施行規則別記第二の二号様式)	イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(免許法施行規則別記第二の二号様式)	規則別記第二の二号様式 ホ、ヘ (略)
1.2 (略)	1.1 (略)	1.0 (略)	9 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(平成二十年改正省令別記第二の二号様式)	イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(平成二十年改正省令別記第二の二号様式)	イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(平成二十年改正省令別記第二の二号様式)	イ、ニ (略) ホ 学力に関する証 明書(平成二十年改正省令別記第二の二号様式)	年改正省令別記第二の二号様式 ホ、ヘ (略)

1 5 (略)	1 4 (略)	1 3 免許法附則第十八項による場合	
(略)	(略)	児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者のうち免許法施行規則附則第七項に定める基礎資格を有する者が、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるための教育職員検定の申請	様式 へつと (略)
(略)	(略)	イ、ロ (略) ハ 免許法施行規則附則第七項に定める基礎資格に関する証明書 ニ 学力に関する証明書(免許法施行規則別記第二の四号様式) ホ、ト (略)	
1 5 (略)	1 4 (略)	1 3 平成二十四年改正法附則第十九項による場合	
(略)	(略)	児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者のうち平成二十五年改正省令附則第七項に定める基礎資格を有する者が、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるための教育職員検定の申請	二号様式 へつと (略)
(略)	(略)	イ、ロ (略) ハ 平成二十五年改正省令附則第七項に定める基礎資格に関する証明書 ニ 学力に関する証明書(平成二十年改正省令別記第二の四号様式) ホ、ト (略)	

(免許状の更新等の申請)  
 第三条の二 (略)

2 (略)	1 (略)	根拠法令	19 (略)	18 (略)	17 (略)	16 (略)
(略)	(略)	申請区分	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	申請に必要な書類等	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	イ〜ヘ (略) ト 学力に関する証 明書(免許法施行規 則別記第二の三号 様式)(中欄一及び 二の場合) チ〜リ (略)			

(免許状の更新等の申請)  
 第三条の二 (略)

2 (略)	1 (略)	根拠法令	19 (略)	18 (略)	17 (略)	16 (略)
(略)	(略)	申請区分	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	申請に必要な書類等	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	イ〜ヘ (略) ト 学力に関する証 明書(平成二十年改 正省令別記第二の 三号様式)(中欄一 及び二の場合) チ〜リ (略)			

3 (略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)
5 平成十九年改 正法附則第二条 第五項括弧書に よる場合	(略)	(略)

第四条、第九条 (略)

第三章 単位の修得方法

(単位の修得方法)

第十条 (略)

- 一 幼稚園の免許状を有する者
- イ 二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数
	領域に關する専門的事項に關する科目
	保育内容の指導法に關する科目又は教育論の基礎的理解に關する科目等
	大学が独自に設定する科目
	最低修得単位数

3 (略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)
5 平成十九年改 正法附則第二条 第五項による場 合	(略)	(略)

第四条、第九条 (略)

第三章 単位の修得方法

(単位の修得方法)

第十条 (略)

- 一 幼稚園の免許状を有する者
- イ 二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教科に關する科目
	教職に關する科目
	教科又は教職に關する科目
	最低修得単位数

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
------	-------------------	------------------------------------	---------

(略)

一 小学校の免許状を有する者

イ 二種免許状から一種免許状になる場合

在職年数	教科に関する事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	----------------	----------------------------------	--------------	---------

(略)

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
------	----------	----------	---------

(略)

一 小学校の免許状を有する者

イ 二種免許状から一種免許状になる場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
------	----------	----------	--------------	---------

(略)

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目
	各教科の 指導法に 関する教 育的見地 を基礎と しての教 育的科目 に関する 科目
	大学が 独自に設 定する科 目
	最低修得 単位数

三 中学校の免許状を有する者  
イ 二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目
	各教科の 指導法に 関する教 育的見地 を基礎と しての教 育的科目 に関する 科目
	大学が 独自に設 定する科 目
	最低修得 単位数

(略)	在職年数
	教科に 関する 科目
	教職に 関する 科目
	教科又は 教職に 関する 科目
	最低修得 単位数

三 中学校の免許状を有する者  
イ 二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教科に 関する 科目
	教職に 関する 科目
	教科又は 教職に 関する 科目
	最低修得 単位数

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目
	各 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目 又 は 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目
	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目
	最 低 修 得 単 位 数

四 高等学校の免許状を有する者  
臨時免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目
	各 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目 又 は 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目
	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目
	最 低 修 得 単 位 数

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教 科 に 関 する 科 目
	教 職 に 関 する 科 目
	教 科 又 は 教 職 に 関 する 科 目
	最 低 修 得 単 位 数

四 高等学校の免許状を有する者  
臨時免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数
	教 科 に 関 する 科 目
	教 職 に 関 する 科 目
	教 科 又 は 教 職 に 関 する 科 目
	最 低 修 得 単 位 数

備考 (略)

五 養護の免許状を有する者  
イ 二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理論に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
-----	------	----------	---------------------------	--------------	---------

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理論に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
-----	------	----------	---------------------------	--------------	---------

備考 (略)

五 養護の免許状を有する者  
イ 二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数
-----	------	----------	----------	--------------	---------

ロ 臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数
-----	------	----------	----------	--------------	---------



六 栄養教諭の免許状を有する者  
 二種免許状から一種免許状になる場合

在職年数	管理栄養士学校指 定規則(昭 和四十一 年)文部 省/厚生 省/令第 二(号)別 第一に掲 げる教育 内容に係 る科目
	栄養に係 る教育に 関する科 目
	養護教諭・ 栄養教諭の 基礎的理 解に関する 科目等
	最低修得 単位数

七 免許法施行規則第十二条の規定の適用を受ける者  
 イ 幼稚園の二種免許状から一種免許状になる場合

在職年数	領域に關 する専門 的事項に 関する科 目
	保育内容 の指導法 に關する 科目又は 教諭の教 育の基礎 的理解に 関する科 目
	大学が獨 自に設定 する科目
	最低修得 単位数

六 栄養教諭の免許状を有する者  
 二種免許状から一種免許状になる場合

在職年数	管理栄養士学校指 定規則(昭 和四十一 年)文部 省/厚生 省/令第 二(号)別 第一に掲 げる教育 内容に係 る科目
	栄養に係 る教育に 関する科 目
	教職に關 する科目
	最低修得 単位数

七 免許法施行規則第十二条の規定の適用を受ける者  
 イ 幼稚園の二種免許状から一種免許状になる場合

在職年数	教科に關 する科目
	教職に關 する科目
	教科又は 教職に關 する科目
	最低修得 単位数

<table border="1"> <tr><td>在職年数</td></tr> <tr><td>目的に関する科目</td></tr> <tr><td>指導法に関する科目</td></tr> <tr><td>大学が独自に設定する科目</td></tr> <tr><td>最低修得単位数</td></tr> </table>	在職年数	目的に関する科目	指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	ハ 中学校の二種免許状から一種免許状になる場合	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>在職年数</td></tr> <tr><td>目的に関する科目</td></tr> <tr><td>各教科の指導法に関する科目</td></tr> <tr><td>大学が独自に設定する科目</td></tr> <tr><td>最低修得単位数</td></tr> </table>	(略)	在職年数	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	ロ 小学校の二種免許状から一種免許状になる場合	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>関連する科目</td></tr> </table>	(略)	関連する科目			
在職年数																				
目的に関する科目																				
指導法に関する科目																				
大学が独自に設定する科目																				
最低修得単位数																				
(略)																				
在職年数																				
目的に関する科目																				
各教科の指導法に関する科目																				
大学が独自に設定する科目																				
最低修得単位数																				
(略)																				
関連する科目																				
<table border="1"> <tr><td>在職年数</td></tr> <tr><td>教科に関する科目</td></tr> <tr><td>教職に関する科目</td></tr> <tr><td>教科又は教職に関する科目</td></tr> <tr><td>最低修得単位数</td></tr> </table>	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	ハ 中学校の二種免許状から一種免許状になる場合	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>在職年数</td></tr> <tr><td>教科に関する科目</td></tr> <tr><td>教職に関する科目</td></tr> <tr><td>教科又は教職に関する科目</td></tr> <tr><td>最低修得単位数</td></tr> </table>	(略)	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	ロ 小学校の二種免許状から一種免許状になる場合	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	(略)				
在職年数																				
教科に関する科目																				
教職に関する科目																				
教科又は教職に関する科目																				
最低修得単位数																				
(略)																				
在職年数																				
教科に関する科目																				
教職に関する科目																				
教科又は教職に関する科目																				
最低修得単位数																				
(略)																				

備考 (略)  八 昭和二十九年改正法附則第八項の適用を受ける者 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合	(略)	在職年数	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	各 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目 又 は 教 育 論 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	最低修得 単位数	(略)	理 解 の 基 礎 的 に 関 する 科 目	(略)	二 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合	(略)

備考 (略)  八 昭和二十九年改正法附則第八項の適用を受ける者 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合	(略)	在職年数	教 科 に 関 する 科 目	教 職 に 関 する 科 目	教 科 又 は 教 職 に 関 する 科 目	最低修得 単位数	(略)	(略)	(略)	二 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合	(略)

在職年数	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

九 免許法施行規則附則第三十八項の適用を受ける者

保健の教科についての高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合

イ 修業年限三年の看護師養成所を卒業し、看護師の免許を有する者

在職年数	目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	
目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	
目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	
目的に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
(略)	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数

九 免許法施行規則附則第三十八項の適用を受ける者

保健の教科についての高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合

イ 修業年限三年の看護師養成所を卒業し、看護師の免許を有する者

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	

(略)

ロ 修業年限二年の看護師養成所を卒業し、看護師の免許を有する者

在職年数
教科に 関する 事項に 関する 科目
各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育の基礎 的知識に 関する科 目
大学が独 自に設定 する科目
最低修得 単位数

第十条の二 (略)

一 幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合

有することを必要とする学校の免許状
免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、
最低修得単位数

(略)

ロ 修業年限二年の看護師養成所を卒業し、看護師の免許を有する者

在職年数
教科に 関する 科目
教職に 関する 科目
教科又は 教職に 関する 科目
最低修得 単位数

第十条の二 (略)

一 幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合

有することを必要とする学校の免許状
免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、
最低修得単位数

<p>許状 小学校教諭普通免</p>	<p>一</p>	<p>三</p>	<p>免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する在職年数があるときの当該在職年数</p> <p>保育内容の指導法に関する科目</p>
<p>有することとする 必要とする 学校の免状</p>	<p>免許法別表第八の三に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第八の二に規定する在職年数があるときは、当該在職年数に相当する年数を加える。</p>	<p>最低修得単位数</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p> <p>各教科の指導法</p> <p>道徳の指導法</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</p>	<p>免許法別表第八の三に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第八の二に規定する在職年数があるときは、当該在職年数に相当する年数を加える。</p> <p>最低修得単位数</p> <p>教職に関する科目</p> <p>教育課程及び指導法に関する科目</p> <p>各教科の指導法</p> <p>道徳の指導法</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</p>
<p>許状 小学校教諭普通免</p>	<p>一</p>	<p>三</p>	<p>免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する在職年数があるときの当該在職年数</p> <p>教職に関する科目</p> <p>教育課程及び指導法に関する科目</p> <p>保育内容の指導法</p>
<p>有することとする 必要とする 学校の免状</p>	<p>免許法別表第八の三に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第八の二に規定する在職年数があるときは、当該在職年数に相当する年数を加える。</p>	<p>最低修得単位数</p> <p>教職に関する科目</p> <p>教育課程及び指導法に関する科目</p> <p>各教科の指導法</p> <p>道徳の指導法</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</p>	<p>免許法別表第八の三に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第八の二に規定する在職年数があるときは、当該在職年数に相当する年数を加える。</p> <p>最低修得単位数</p> <p>教職に関する科目</p> <p>教育課程及び指導法に関する科目</p> <p>各教科の指導法</p> <p>道徳の指導法</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</p>

二 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合

二 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合

幼稚園 教諭普 通免許 状		中学校 教諭普 通免許 状	
一	七	一	七
二	五	二	五
一	一	一	一
二	二	二	二

備考 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合には生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にはその免許教科に相当する教科を除く。）のうち、次に定めるところにより修得するものとする。

イ 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が七の場合にあつては、四以上の教科の指導法に関する科目について修得するものとする。この場合において、四の教科の指導法に関する科目を修得するときは、三以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、五の教科の指導法に関する科目を修得するときは、二以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

幼稚園 教諭普 通免許 状		中学校 教諭普 通免許 状	
一	七	一	七
二	五	二	五
一	一	一	一
二	二	二	二

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合には生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にはその免許教科に相当する教科を除く。）のうち、次に定めるところにより修得するものとする。

イ 各教科の指導法の最低修得単位数が七の場合にあつては、四以上の教科の指導法について修得するものとする。この場合において、四の教科の指導法を修得するときは、三以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、五の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。





高等普通教育免状		小学校普通教育免状			年数
二	一	三	二	一	
		五	五	七	
一	一	一	一	二	
一	一				
一	一	一	二	二	論及 法方
二	三				

高等普通教育免状		小学校普通教育免状			年数
二	一	三	二	一	
		五	五	七	
一	一	一	一	二	
一	一				
一	一	一	二	二	
二	三				

四 高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合

第十一条 (略)	中学校 普通教諭 免許状(二種免許状を除く)	有することとする 必要とする 免許状	免許法別の 表第八欄に 第三欄の最 低在職年 数に加え、 免許法第 行規則第 二十表の備 考の四号 に規定する 年当り 該職年 と在職年 の数に 比較する	各教科 の指導 法に 関する 科目	最低修得単位数
	一	二	生徒指導 の指 導 論 及 び 方 法	道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目	最低修得単位数
	一	二	教育相談 (カウ ンセリ ングに 関する 基礎的 な知識 を含む もの)の 理論及 び方法	進路 指導 及 び 指 導 路	
	一	二	教育相談 (カウ ンセリ ングに 関する 基礎的 な知識 を含む もの)の 理論及 び方法	進路 指導 及 び 指 導 路	
	四	六	大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	進路 指導 及 び 指 導 路	

四 高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合

第十一条 (略)	中学校 普通教諭 免許状(二種免許状を除く)	有することとする 必要とする 免許状	免許法別の 表第八欄に 第三欄の最 低在職年 数に加え、 免許法第 行規則第 二十表の備 考の四号 に規定する 年当り 該職年 と在職年 の数に 比較する	各教科の指導法	教育課程及び指 導法に関する科 目	教職に関する科目	最低修得単位数
	一	一	生徒指導、教 育相談及び 進路指導等 に関する科 目	各教科の指導法	教職に関する科目	最低修得単位数	
	一	二	生徒指導、教 育相談及び 進路指導等 に関する科 目	各教科の指導法	教職に関する科目		
	一	二	生徒指導、教 育相談及び 進路指導等 に関する科 目	各教科の指導法	教職に関する科目		
	四	六	大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	各教科の指導法	教職に関する科目		



様式第3号の2 (第3条)

実務証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

2 良好な成績で勤務した期間等

※ 長期病気休暇、休職・休業期間については、在職年数として認められません。

勤務期間： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月  
実労働時間： \_\_\_\_\_時間

※ 実労働時間は、勤務期間における実労働時間の総時間数（合計）をご記入ください。

3 施設の概要

施設名： \_\_\_\_\_  
※ 認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名稱について、すべて記載をお願いします。

認可等年月日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

※ 認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

施設名 \_\_\_\_\_ 印

証明者 \_\_\_\_\_

※ 証明者は、施設を運営する法人の理事長、市町村長等としてください。（園長は不可）

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4、320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合併する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

様式第3号 (第3条)

実務成績証明書 (教科についての教育成績に関する証明を含む)

勤務校							氏名						
休職期間	年 月 日から			年 月 日まで			勤務の内容	年度	期間	職名	教科	選授業時数	備考
	年 月 日から			年 月 日まで									
勤務の内容													
合 計							_____年 _____月 (休職期間を除いた勤務期間の実年月数)						
教科に関する所見													
勤務成績													
上記のとおり良好な成績で勤務したことを副申する。													
_____年 _____月 _____日													
_____ 園 長 _____ 印													
上記のとおり証明する。													
_____年 _____月 _____日													
実務証明責任者 _____ 印													

- 注 1 休職期間には、育児休業期間等を含めること。  
 2 小学校の教諭等で教科を担任しない場合は、教科履及び教科に関する所見欄は空欄とする。  
 3 特別支援学校に勤務した場合にあっては、備考欄に「担当学部」及び「担任した特別支援学校教育領域」を記入すること。また、教科履には主に担当した教科を記入すること。（例：「国語」、「自立活動」、合わせた領域の場合は「合計」）  
 4 実務証明責任者は、大学附置の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては、学校法人の理事長とする。こと。  
 5 提出は親類書類とする。こと。

様式第3号の2 (第3条)

実務証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 \_\_\_\_\_  
昭和・平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日生

2 良好な成績で勤務した期間等

※ 長期病気休暇、休職・休業期間については、在職年数として認められません。

勤務期間： 昭和・平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月から 昭和・平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月  
実労働時間： \_\_\_\_\_時間

3 施設の概要

施設名： \_\_\_\_\_  
※ 認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名稱について、すべて記載をお願いします。

認可等年月日： 昭和・平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

※ 認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

施設名 \_\_\_\_\_ 印

証明者 \_\_\_\_\_

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4、320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合併する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

様式第3号 (第3条)

実務成績証明書 (教科についての教育成績に関する証明を含む)

勤務校							氏名						
休職期間	年 月 日から			年 月 日まで			勤務の内容	年度	期間	職名	教科	選授業時数	備考
	年 月 日から			年 月 日まで									
勤務の内容													
合 計							_____年 _____月 (休職期間を除いた勤務期間の実年月数)						
教科に関する所見													
勤務成績													
上記のとおり良好な成績で勤務したことを副申する。													
_____年 _____月 _____日													
_____ 所 属 長 _____ 印													
上記のとおり証明する。													
_____年 _____月 _____日													
実務証明責任者 _____ 印													

- 注 1 休職期間には、育児休業期間等を含めること。  
 2 特別支援学校に勤務した場合にあっては、備考欄に「担当学部」及び「担任した特別支援学校教育領域」を記入すること。  
 3 実務証明責任者は、大学附置の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校の教員にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあっては、その私立学校を運営する学校法人の理事長とする。こと。  
 4 提出は親類書類とする。こと。

様式第5号 (第3条)

身体証明書			
氏名		生年月日	年 月 日生
視力	右 左	(矯正)	右 左
聴力	右 左		
疾病異常等の所見	<small>( 有り ) ( 無し ) 誤いずれかに○を付してください  <small>※「有り」の場合は「有り」を記入し、「無し」を記入し、異常の有無について記入してください。</small> </small>		
上記のとおり証明する。			
年 月 日			
医療機関 所在地		名称	
医師氏名		印	

注 有効期限は1年以内とする。

様式第4号 (第3条)

人物証明書			
現住所			
氏名		生年月日	年 月 日生
		現職名	
観察の区分	観察の内容		
性 格			
指 導 力			
研 究 心			
社 会 性			
信 頼 性			
所 見 教育職員としての適格性			
上記のとおり証明する。			
年 月 日			
証 明 者			印

注 1 観察の内容は具体的に記入すること。  
 2 提出は観察書類とすること。  
 3 有効期限は、証明日から3か月以内である。

様式第5号 (第3条)

身体証明書			
氏名		生年月日	年 月 日生
視力	右 左	(矯正)	右 左
聴力	右 左		
疾病異常等の所見			
上記のとおり証明する。			
平成 年 月 日			
医療機関 所在地		名称	
医師氏名		印	

様式第4号 (第3条)

人物証明書			
現住所			
氏名		生年月日	年 月 日生
		現職名	
観察の区分	観察の内容		
性 格			
指 導 力			
研 究 心			
社 会 性			
信 頼 性			
所 見 教育職員としての適格性			
上記のとおり証明する。			
平成 年 月 日			
所 属 長			印

注 1 観察の内容は具体的に記入すること。  
 2 提出は観察書類とすること。

様式第9号(第3条)

教育職員免許状書換申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日  
 本 籍 地 都道府県  
 (フリガナ)  
 氏 名  
 生年月日 年 月 日生  
 現 住 所 千

電話番号 自宅  
 携帯

下記のとおり、本籍地 氏名 を変更しましたので、教育職員免許状の書換えを申請します。

	本籍地	氏名	変更年月日 (授与日・更新日等)
変更前	県都道府		年 月 日
変更後	県都道府		年 月 日

免許状の種類	教科又は 特別支援領域	番号	授与年月日	免許状記載の氏名 (旧姓等)	免許状記載 の本籍地
中一種	国語	第 1234 号	平成30年3月20日	山田 太郎	福岡県
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		

(留意事項)  
 ・ 福岡県が授与した免許状に限り書換えができます。東京都教育委員会が授与した免許状については、授与した東京都教育委員会にお尋ねください。  
 ・ 複数の免許状を書き換える場合は、書換え枚数分の手数料(福岡県領収証紙)が必要となります。  
 ・ 番号及び授与年月日欄は、西交付と同時に申請する場合で不明な場合、空欄としてください。

様式第8号(第3条)

臨時免許状授与申請副申書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日  
 副申者 印

下記の記載事項に基づいて臨時免許状を授与されるよう副申します。

記	
臨時免許状の種類	助教諭免許状 教科又は 特別支援 教育領域
採用予定者名	
採用予定校	
採用予定年月日 (授与希望日)	年 月 日 注2
普通免許状を有する者 を採用することができ ない具体的理由	

注 1. 副申者は、大学附属の国立学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。)又は公立学校にあってはその大学の学長、大学附属の学校以外の公立学校にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては、学校法人の理事長とすること。  
 2. 採用予定日(授与希望日)は、新規に臨時免許状を希望する場合は採用予定日を、前回授与された臨時免許状に引き継ぎ同じ臨時免許状を希望する場合は、授与希望日(前回授与された臨時免許状の有効期限満了の日の翌日)を記入すること。

様式第9号(第3条)

教育職員免許状書換申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日  
 現住所 (電話)  
 その他の  
 連絡先 (電話)  
 フリガナ  
 氏 名  
 年 月 日生

下記のとおり、年 月 日付で本籍地 氏名を変更しましたので、教育職員免許状の書換えを申請します。

1. 本籍地・氏名

	本籍地	氏名
変更前	県都道府	
変更後	県都道府	

2. 書換えを申請する免許状

免許状の種類	教科又は特別 支援教育領域	番号	授与年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第8号(第3条)

臨時免許状授与申請副申書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日  
 副申者 印

下記の記載事項に基づいて臨時免許状を授与されるよう副申します。

記	
臨時免許状の種類	助教諭免許状 教科又は 特別支援 教育領域
採用予定者名	
採用予定校	
採用予定年月日	年 月 日
普通免許状を有する者 を採用することができ ない具体的理由	

注 副申者は公立学校にあっては、市町村教育委員会、県立学校及び私立学校にあっては、所属長とすること。

履 歴 書				
学 歴	学 校 名	年 月 日	在 学 期 間	
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
免 許 状	免許状の種類	教科	授与年月日	有効期限 授与様式
職 歴	勤 務 先	年 月 日	在 職 期 間	
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月

上記のとおり相違ありません。  
 年 月 日  
 氏 名

注 1. 「学歴」は、小学校入学から記入し、休学、休職期間については朱書きすること。  
 2. 「免許状」は、所持する教員免許状をすべて記入すること。

様式第10号(第3条)

### 教育職員免許状再交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本籍地 都道府県 (フリガナ)  
 氏 名  
 生年月日 年 月 日生  
 現住所 〒

〒 番 号 丁目 番 号 番 号

下記のとおり、教育職員免許状の再交付を申請します。  
 なお、再交付を受けた上は、免許状の保管に十分注意することを誓います。

再交付の事由： 焼失・盗難・風水害・破損・紛失

具体的な状況

免許状の種類	教科又は 特別支援学種	番号	授与年月日 (記入例)	免許状記載の氏名 (旧姓等)	免許状記載 の本籍地
中一操	国語	第 1234 号	平成 90 年 3 月 30 日	山田 太郎	福岡県
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		

単位を取得した大学等 学校名： 年 月 日

転入年月日は転入年月日または別添履歴表に記入

(留意事項)  
 ・ 福岡県が授与した免許状に限り再交付ができます。他都道府県で授与された免許状については、授与した都道府県教育委員会にお尋ねください。  
 ・ 複製の免許状を再交付する場合は、再交付枚数分の手数料(福岡県領収証)が必要となります。  
 ・ 番号及び授与年月日欄は、不明な場合は空欄とし、単位を取得した大学等を記入してください。

履 歴 書				
学 歴	学 校 名	年 月 日	在 学 期 間	
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
免 許 状	免許状の種類	教科	授与年月日	有効期限 授与様式
職 歴	勤 務 先	年 月 日	在 職 期 間	
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月
			年 月	年 月

上記のとおり相違ありません。  
 年 月 日  
 氏 名

注 1. 「学歴」は、小学校入学から記入し、休学、休職期間については朱書きすること。  
 2. 「免許状」は、所持する教員免許状をすべて記入すること。

様式第10号(第3条)

### 教育職員免許状再交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本籍地 県都道府  
 現住所 〒  
 電 話  
 その他の連絡先  
 電 話  
 氏 名  
 年 月 日生

下記の教育職員免許状の再交付を申請します。  
 なお、再交付を受けた上は、免許状の保管に十分注意することを誓います。

記

1 再交付の事由 ( 焼失・盗難・風水害・紛失・破損 )  
 具体的な状況

2 再交付を申請する免許状

免許状の種類	教科	番号	授与年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

様式第13号(第8条)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本 籍 地 都 道 府 県  
(フリガナ)

氏 名 〇

生年月日 年 月 日生

現 住 所 〒

電話番号 自宅  
携帯

下記のとおり授与証明書の交付を申請します。

申請事由  
(採用目的・専任変更) (例：免許状更新のため、採用試験受験のため、職権喪失のため等)

免許状の種類	教科又は特別支援教領域	番号	授与年月日	免許状記載の基本情報等	免許状記載の氏名	必要の枚数
中一様	国語	第 1234 号	平成 30 年 3 月 30 日	(転入時)	山田 太郎	福岡県
		第 号	年 月 日			枚
		第 号	年 月 日			枚
		第 号	年 月 日			枚
		第 号	年 月 日			枚

単位を取得した大学等  
(採用目的・専任変更) (例：単位を取得した大学等) 学校名： 卒業年月日： 年 月 日

(留意事項)  
 ・福岡県が授与した免許状に限り交付できます。他都道府県で授与された免許状については、授与した都道府県教育委員会にお尋ねください。  
 ・複数の免許状の証明書又は1つの免許状について複数の証明書が必要な場合は、必要枚数分の手数料(福岡県領収証紙)が必要となります。  
 ・番号及び授与年月日は、不明な場合は空欄とし、単位を取得した大学等を記入してください。

様式第13号(第8条)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本 籍 地 県 都 道 府

〒  
現 住 所  
電 話

その他の  
連絡先  
電 話

フリガナ  
氏 名 〇

年 月 日生

私は のため、下記免許状の授与証明書の交付を申請します。

記

免許状の種類	教科又は特別支援教領域	番号	授与年月日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日